

南関町空き家家財処分等支援事業補助金に関するQ&A

| Q | A |
|---|--|
| 対象となる空家等とはどのようなものですか | <p>次の要件をすべて満たしているものが対象となります。</p> <p>①南関町にある戸建て住宅（現在使用していない、今後使用する予定がない）である。 ②売買契約または賃貸契約の締結後1年以内である。 ③補助金申請年度内に事業が完了する。 ④居住予定者がいる。 ⑤賃貸を目的として利用されている建物（アパート等）ではない。</p> |
| 建物の登記事項証明書の所有者と異なる人は補助対象者となることができますか。 | <p>建物の登記事項証明書に記載されている所有者以外で補助対象者となることができるのは、</p> <p>①賃貸借契約により、新たに入居することとなった人 ②賃貸借契約書に記載されている、共有名義人（相続人）の代表者 ③売買契約書に記載されている、売主または買主のいずれかになります。</p> <p>※上記②の場合は、他のすべての共有名義人（相続人）の同意書（任意様式）が必要です。 ※上記②の場合で、相続人がいる場合は、法定相続情報一覧図（法定相続情報証明制度により作成されたもの）が必要です。 ※上記③の例は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買契約後で所有権移転登記前に買主が申請する場合は、売主の同意書（任意様式）が必要です。 ・売買契約及び所有権移転登記完了後に、売主が申請する場合は、買主の同意書（任意様式）が必要です。 |
| 法定相続情報一覧図はどこで取得することができますか | <p>法務局で取得することができますので、まずは、最寄りの法務局にご相談ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html</p> |
| 個人間契約も対象となりますか | <p>売買契約及び賃貸借契約書については、仲介事業者による仲介でなくても対象となります。ただし、契約内容に明らかな不備がある場合は対象外となります。</p> |
| 家財等の処分について、申請者本人が行った場合に費用を請求することはできますか。 | <p>申請者本人、その他協力者等への謝礼等（車両借上料、ガソリン代含む）は補助対象外となります。家財等の処分に係る申請者本人宛の見積書及び支払いを証明することができる書類があれば補助対象経費とみなしますが、見積書及び支払を証明する書類の発行者が特定できない場合や不適切と認められる場合は対象外となります。</p> |
| 3親等以内の親族とは誰のことですか。 | <p>3親等以内の親族とは、申請者及びその配偶者の両親、子ども、祖父母、孫、兄弟・姉妹、曾祖父母、伯叔父母、甥姪、曾孫と各々の配偶者となります。</p> |
| その他注意点はありますか | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日以降に実施された家財等の処分が対象となります。 ・事業実施前、実施後写真については、比較できるもの（同一方向、角度から撮影）を提出してください。 |